

令和 6 年 4 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和6年4月16日 午後3時
閉 会 令和6年4月16日 午後3時53分

2 出席委員等

前川 教育長 小畑 委員 千 委員

安岡 委員 藤本 委員

3 欠席委員

鈴鹿 委員

4 出席事務局職員

大路 教育次長

村山 教育監

仲井 管理部長

相馬 指導部長

高橋 管理部理事

吉岡 教職員人事課長

井上 保健体育課長

山本 総合教育センター所長

瀬津 総務企画課課長補佐兼係長

中村 総務企画課主事

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

3月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

第14号議案 京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について

【高橋管理部理事の報告】

- 改正理由については、「職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例」が令和5年4月1日に施行され、職員の定年年齢が引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）が導入されたことに伴い、新たな職を設置するため、所要の改正を行うものである。

役職定年制は、年度末までに60歳に到達する管理監督職について、翌年度も勤務継続を希望する場合には、スタッフ職として任用する制度となっている。

資料は、本規則の新旧対照表を掲載している14-3頁を御覧いただきたい。

役職定年制によりスタッフ職へ異動（降任）となる職員については、これまでの業務経験で培った専門的な知識・技術等を生かし、役職を降りた後も幅広い職務において、できる限り長く活躍いただくため、異動（降任）後の新たな職として教育委員会事務局等に「事務指導員」及び「技術指導員」を設置するものである。

新たな職を設置するためには、京都府教育委員会基本規則の一部を改正する必要があり、本来であれば、規則の改正については、教育委員会での議決が必要であるが、知事部局でも同様の規則改正があり、知事部局との調整・改正内容の整理に時間を要したため、教育委員会規則を公布、施行するまでの間に教育委員会を開催し、議決をいただく暇がなかったことから、教育長の臨時代理議決により対応したものである。

【質疑応答】

- 小畑委員

「事務指導員」及び「技術指導員」に任用される方は、役職定年となる前はどのような職に就いていた方か。

- 高橋管理部理事

「事務指導員」及び「技術指導員」は、60歳で役職定年となった職員がそれ以降もスタッフ職として勤務する場合の名称であり、その職員は管理監督職員又は係長等の役付職員が対象者である。

また、これまで事務職員として勤務してきた職員は「事務指導員」となり、一方、文化財保護課等で技術職員として勤務してきた職員は「技術指導員」と

いう職名で今年度から勤務している状況である。

イ 請願・陳情の受理状況について

(ア) 小・中学校給食費無償化を推進するための財政措置を求める意見書

【井上保健体育課長の報告】

- 資料は、本件意見書を掲載した3頁を御覧いただきたい。

令和6年3月29日付けで京都府与謝野町議会議長から小・中学校給食費無償化を推進するための財政措置を求める意見書の提出があった。

意見書の要旨は、近年、独自で学校給食費の無償化を実施している自治体がある中、仮に与謝野町で無償化を実施した場合、更なる財政のひっ迫が懸念され、京都府においては、各自治体の財政力により給食制度の格差が生じないように、府内全ての学校給食費の無償化を推進し、各自治体への財政措置を要望するというものである。

食材料費である給食費については、学校給食法第11条により、保護者負担とされているところであるが、その中において、経済的に厳しい状況にある保護者に対しては、就学援助として全額又は一部を補助する仕組みが国において制度化されている。

このように義務教育の無償化の範囲は、国において定められているものであり、現在、授業料や教科書代の無償化の措置がなされている中で、給食費の無償化を全ての市町村で一律に実施するという事は、現在の制度上は想定されていない。

したがって、就学援助費としての位置付けや財源の負担問題については、都道府県ごとの判断ではなく、国において適正に判断されるべきものであり、京都府としても、都道府県単位で無償化を進めるのではなく、国の施策において検討されるべきものであると考えており、府レベルにおける給食費の無償化への支援は現段階では考えていない。

一方、現在、府内で無償化を実施されている市町村においては、様々な観点から総合的に勘案して実施されているものと理解している。

なお、文部科学省が、令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」を踏まえ、学校給食費の無償化に係る法制面を含めた課題を整理するために無償化を実施する自治体に対して実態調査を行ったところであり、今後は国における対応については注視してまいりたい。

【質疑応答】

- 藤本委員

京都府内において、給食費の無償化を実施している自治体は、財源をどのようにして工面して無償化を実現しているのか。

- 井上保健体育課長

京都府内において、学校給食の無償化を実施している自治体は、令和6年4月現在で6町村あり、また、報道によると令和6年度2学期から新たに1市が実施される予定である。

財源については、各自治体の中で工面されている。

- 藤本委員
実施されている自治体名を教えてください。
- 井上保健体育課長
伊根町、笠置町、井手町、和東町、南山城村の5町村のほか、令和6年4月から精華町の1町が実施されており、令和6年度2学期からは舞鶴市が実施を予定されている。
- 前川教育長
学校給食の無償化については、府議会において、ここ2～3年にわたって議論されてきたが、京都府としては無償化を考えていない。
教育委員会としては、現場の教育を中身も含めてしっかりと見ていく必要があると改めて感じたところである。
- 安岡委員
今回の意見書は、京都府教育委員会教育長宛てに提出されているため、教育的観点で対応するが、この意見書が京都府に提出されていた場合は、福祉対策等で対応するのか。
- 大路教育次長
子育て対策としてどうかという議論はあるのではないかな。
- 前川教育長
全額補助した場合、京都市を除いて年間約40億円が必要となり、京都市を含んだ場合は年間90億円を超えることになる。
- 大路教育次長
補助は、財源論とセットで考えなければならない。

(4) 議決事項

ア 第15号議案 第2期京都府スポーツ推進計画の策定について

【井上保健体育課長の説明】

- 第2期京都府スポーツ推進計画について説明する。
資料15-1頁を御覧いただきたい。
項目1の計画の概要で説明している、計画策定の趣旨、計画の期間、計画の柱となる4つの分野については、令和5年度12月の教育委員会で報告した同推進計画の中間案の内容と変更はない。
次は項目2のパブリックコメントの概要である。
中間案に対するパブリックコメントについては、令和5年12月15日から令和6年1月12日までの約1か月にわたり実施し、98人・団体から129案件の意見が寄せられ、スポーツ環境の充実や「みる」「ささえる」スポーツへの施策に対する期待等、本計画の後押しとなる数多くの意見をいただいた。
続いて、パブリックコメントにおける意見の要旨を説明するので、資料15-2頁（別紙）を御覧いただきたい。
スマートスポーツ分野・いわゆる生涯スポーツ分野においては、「する」「みる」「ささえる」をバランスよく実践することで、より一層、健康で文化的な生活へとつながると期待する等の意見が寄せられた。
エンジョイスports分野・いわゆる子どもスポーツ分野においては、子ども

たちが運動やスポーツを好きになるためには、様々なスポーツを経験する中で楽しくてやってみようと思える気持ちを育むことが大切である。また、地域のトップ・アスリートから直接指導を受けられる機会は、将来活躍を目指す子どもたちにとって、大きな後押しやきかけにつながる等の意見が寄せられた。

チャレンジスポーツ分野・いわゆる競技スポーツ分野においては、京都府ゆかりの選手がオリンピック・パラリンピックや世界選手権を始めとする国際大会で活躍することにより、京都府民に活力や元気を与えてもらえるものと確信しており、スポーツにおける重要な施策と考える等の意見が寄せられた。

スポーツ環境の充実分野においては、近隣府県と比較しても、京都府のスポーツ施設は貧弱であり、数も規模ともに更なる充実の検討を要望する等の意見が寄せられた。

これらパブリックコメントにおける意見を踏まえた最終案について、令和6年2月に開催したスポーツ推進審議会で確認していただいた。

審議会では、中間案からは大きく項目の追加や内容を変更することはないが、分かりやすい構成やデータの見せ方、より文意を分かりやすく伝えるための文言修正等の意見をいただき、最終案を取りまとめた。

その最終案については、その全文を資料として添付しており、後ほど御覧おきいただきたい。

最後に、資料15-1頁をもう一度御覧いただきたい。

項目3の今年度の具体的取組を説明する。

1つ目は、令和6年度が計画のスタート年度となるため、まずは府民への周知・啓発をあらゆる機会を通じて図っていきたいと考え、府の広報媒体やパンフレットの配布・配架はもちろんのこと、様々なスポーツイベントや研修会等において説明機会を設ける予定である。

また、α-STATIONエフエム京都等、こういったメディアも積極的に活用し、府民がスポーツへの関心を高められるよう、より広く、より多くの世代に届く周知を進めてまいりたい。

2つ目は、「する」だけでなく、「みる」「ささえる」スポーツに親しみが持てるよう、イベントやプログラムの充実を図ってまいりたい。

特に多世代が参画できる京都府民総合体育大会については、「JAPAN GAMES」（「する」「みる」「ささえる」ための環境づくりを行う日本スポーツ協会が、国民スポーツ大会と全国スポーツ少年大会と日本スポーツマスターズの3つの大会の連携・協働を図るものとして、新しく設けた統合ブランド）を意識して、「する」「みる」「ささえる」の幅広い側面から年齢や性別、また、障害の有無を問わず、スポーツが本来持っている楽しさや喜びにつながる見直しを進めてまいりたい。

最後に幼児期のスポーツ・レクリエーション活動と記載しているが、「京都きっず」のようなトップ・アスリートだけではなく、広く幼児期のスポーツ・レクリエーション活動を普及していけるよう、事業の計画を進めてまいりたい。

アクティブ・チャイルド・プログラムといった日本スポーツ協会が全国で進めている取組があるが、これは子どもたちが楽しみながら積極的に身体を動かせるプログラムであり、現在、各地でこのプログラムが実施されている。

府内全域への展開につなげていけるよう考えてまいりたい。

本計画については、令和6年度より10年間の計画であり、より多くの方々に運動・スポーツへのきっかけや気づきを持っていただけるよう、この1年間はじっくりと着実な周知・啓発に努めていきたい。

本案の説明は以上である。

【質疑応答】

○ 安岡委員

この推進計画は、各都道府県が10年単位で策定しているのか。

○ 井上保健体育課長

策定している。

○ 安岡委員

政令指定都市の京都市においても、こうした推進計画を策定しているのか。

○ 井上保健体育課長

策定している。

○ 安岡委員

その場合、京都府内において、ダブルスタンダードにならないか。

○ 井上保健体育課長

京都市は、政令指定都市という枠組みの中で策定されており、それぞれの内容を確認するといった深い連携には至っていないが、施策の方針は同じ方向を向いて計画されており、その内容を双方で伝え合い、それぞれのプログラムにおいても、例えば、京都市の学校が京都府のプログラムに参加していただくことも多くあり、その辺りを含め、しっかりと連携・協働していきたいと考えている。

○ 前川教育長

先日、西脇京都府知事と松井京都市長の「府市トップミーティング」が行われ、府市でしっかりと連携し、可能な部分は軸を合わせる方針が確認された。

こうした取組についても、多少の文言の違いはあれど、同じ方向を向いて取り組んでいけるようにしっかりと連携してまいりたい。

○ 小畑委員

この京都府スポーツ推進計画は、京都府教育委員会が主管となって計画しているものであるが、その中身については、教育の中でのスポーツに限らず、多くの府民がスポーツを通じて、楽しさや喜びを感じるほか、心身の両面にわたる健康の保持促進、また、地域のコミュニティの活性化等、教育の枠を超えたスポーツの様々な効用が含まれ、地域・経済の活性化、共生社会や健康長寿社会の実現等、幅広く社会に貢献していくというものである。

今後においては、本計画書の冒頭にも記載されているとおり、行政やスポーツ関係団体のみならず、学校、企業などの人々と連携を図り、また、身近な地域資源を活かしながら、目標の実現に向けて府民とともに取り組み、スポーツの効用を広め、京都府を元気にしていただきたい。

○ 井上保健体育課長

京都府スポーツ推進審議会の事務局を京都府教育委員会（保健体育課）が所管することから、教育委員会が全てを取りまとめているが、本計画の内容については他部局に広く跨っている内容であり、京都府総合計画とも齟齬がないようにしている。今後の周知等においては他部局の力も必要となるため、しっか

りと連携を図って取り組んでまいりたい。

○ 小畑委員

部局の垣根を超えた連携は大事なことであるが、京都府教育委員会が司令塔となり、各部局との調整役として府全体としての力を結集していくということか。

○ 井上保健体育課長

本計画の策定については、京都府教育委員会が所管することになっており、事務局として取りまとめ、今後は司令塔として取組を進めていくことになる。

○ 小畑委員

本計画は大変立派なものであり、次の課題はこれをいかに実行していくかであるが、実行過程では、賛成だけでなく、反対意見も当然に出てくるだろう。

司令塔がしっかりしていなければ、計画どおり事業は進んでいかない。

健康・体力の保持促進に限らず、スポーツ拠点の整備、地域・経済の活性化等、他部局が力を結集して実施する内容も多く、司令塔である京都府教育委員会の役割は大きいと理解する。

○ 井上保健体育課長

今後、他部局の関係者も出席するスポーツ推進審議会において、内容の周知、連携、フォローアップ等についても審議していくが、しっかりと議論を深め、他部局とともに実行していける枠組みを構築していきたい。

〔原案どおり可決〕

イ 第16号議案 教職員の懲戒処分について【非公開】

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項イについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

署 名

前 川 教 育 長

小 畑 教 育 長 職 務 代 理 者

千 委 員

安 岡 委 員

藤 本 委 員

鈴 鹿 委 員